申告確認チェックシート

はい

平成27年1月1日現在で北秋田市に

所得税の確定申告書を税務署に提出

(または電子申告)しますか?

住んでいましたか?

↓はい

市への申告書の

提出は不要です。

平成27年度 市 県民税」

申告日程 **2月5日~3** (北秋田市) 月 6 _

◎申告に関するご相談、 税務課市税係 お問い **23** 62 合わせ 1 1 1 6

る方は、 各種判定において不利益が生じる場合がありますの 健康保険税、 や申請に必要な証明書の交付が受けられません。 告してください。 定されていますので、 除について申告していただくものです。 に電話連絡をお願いします。 申告をしなければならない方が未申告 27年度「市・県民税申告」は、平 資料準備の必要がありますので、 介護保険料の算定や国民年金・福祉・保育等のなな証明書の交付が受けられません。また、国民はければならない方が未申告の場合、各種届け出 なお、 日程表を確認のうえ、 要がありますので、希望日の前日まで、中告会場及び日時の変更を希望され日程表を確認のうえ、指定の会場で申民税申告」は、平成26年中の収入や控 で、

貝 \Box

があった方

控除を受けようとする方 療費控除、扶養控除などの各種所得

より国民健康保険税の軽減判定や扶 ない場合でも、 別控除の適用により譲渡所得が生じ ◆収用等による譲渡所得がある方へ 収用等による譲渡がある方で、



◆申告しなければならない方 平成27年1月1日現在、 次のいず ń 北秋田市 かに該当

①税務署へ所得税の確定申告書を提

出される方

①平成26年中に営業、 する方です。 にお住まいで、

②給与所得者で次に該当する方 小作料、配当、 の事業や不動産業を営んで 譲渡、 農業、 一時所得など いる方、 その他

や年度途中に退職した方 ▼医療費控除、寄付金控除、 けた方で年末調整を行っていない方 ▼2か所以上の事業所から給与を受 ーン控除などを受ける方

得控除の適用を受けない方

平成26年中に所得が無かっ

た方

障害者年金、

遺族年金等の

国民健康

その他の所得がなく、

また、

各種所

④公的年金等以外の収入が無い

方で

族となっている方

③公的年金を受給している方で、 ▼生命保険料・地震保険料控除、 に該当する方

養認定の可否判定を行 県民税の申告が必要です 特別控除前の金額に います ので 特

住宅 次 医 か 等の税に関する証明書の交付を受 保険税等の軽減判定や所得証明 課税所得のみの方でも、 けるためには申告が必要です。

チェックシートでもご確認ください 申告が必要か不要かは、 次ページの

◆事業主のみなさまへ

います。出しなければならないことになっ 事項を当該給与の支払を受けて 中の給与所得の金額、その他必要なした事業所は、1月31日までに前年 方の1月1日現在の居住市町村に提 前年中に給与・賞与等の支払い 11 を る

の提出をお願い 申告相談を円滑に行うため、 ます 早

◆社会保険料の納付確認書の 発行について

保険料、 険料納付額確認書が必要な方には、 料で交付してます。 替されている方で、 本庁又は各総合窓口 国民健康保険税、 いる方で、平成26年中介護保険料の納付を口 後期高齢者 センター -にて無 · の 保 座振 医療

いいえ

いいえ

扶養されていますか? 北秋田市内に住んでいる親族に

はい

◆農業の申告をされる方へ

が必要です。

※交付申請には本人確認資料の提示

チェックシートにより申告が不要となった方でも、国民健康保険に

1月1日現在の住所地の市町村へ申告が

医療費控除などの所得控除

いいえ

申告は不要です

等を申告しますか?

平成26年1月から12月までの間に

必要な場合があります。

収入がありましたか?

となっています。 自分で収支内訳書を作成できな 農業所得は、 全て収支計算により求めること 他の事業所得と同じ

訳書を作成し、 事前に農協等の指導を受けて収支内 る書類と領収書をお持ちいただくか 方は、収支計算ノート等、収支がわか 提出してください

〇純損失の繰越し及び繰戻

農業収支計算説明会

いいえ

いいえ

その他の収入がありますか?

しいいえ

しいいえ

いいえ

収入は公的年金のみですか?

給与は1か所からのみで、

年末調整をしましたか?

申告が必要です

/はい

加入している場合は申告が必要です。

収入は給与や公的年金以外にも、営業・農業・不動産等、

※申し込みは不要です。 ての説明会を開催します。 た、収支計算の仕方などについ農業所得の申告をされる方を対 北秋田市交流センタ 月22日(木) 13時30分

※国民健康保険税の申告

場所 日時

大館税務署

30

42

Ó

6

平成26年1月から、記帳・帳簿等の 保存制度の対象者が拡大されました

産所得・山林所得を生ずべき業務を 行う全ての方(確定申告の必要がな い方を含みます。) に、記帳と帳簿 書類の保存が必要となりました。

の詳細についてのお問い合わせは 大館税務署 四0186-42-0671

平成26年1月から事業所得・不動

記帳・帳簿等の保存制度や記帳内容

広報きたあきた 2015. 1. 1

◆青色申告を始めませんか

いろ有利な特典を受けることができ申告をすることで、税金の面でいろを行い、その記帳に基づいて正しい める方は、 「所得税の青色申告承認申請書」 る年の3月15日までに、 る制度です。 青色申告とは、 青色申告を始めようとす これ から青色申告を始 一定の水準で記帳 税務署に を き ろ

合には、 提出してください なお、 開業の日から2か月以内に 年の途中で事業を始めた場

申請書を提出すれば、 めることができます。 青色申告を始

〇青色事業専従者給与額の経費算入

【青色申告の主な特典】

③市内に居住している親族の扶養親

で年末調整を済ませている方②給与所得以外に所得がなく、

職場

◆申告する必要のない方